

会員の処分公告（訓告）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告いたします。

【被処分者】

氏名	支部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
町田 勲	大宮支部	勤務等	11110070	
小塚 伸一	川越支部	開業	11010032	社会保険労務士小塚事務所 坂戸市千代田 4-7-28-101

処分をした年月日：令和 6 年 1 2 月 1 3 日

処分内容：訓告

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、

埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項、

全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、倫理研修規則第 3 条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 5 年度未受講であり、かつ、

「弁明書兼誓約書」の提出を求めたが、提出がなかったこと。

令和 6 年 12 月 13 日
埼玉県社会保険労務士会
会長 澤田裕二